

生活福祉委員会会議録

平成 2 5 年 9 月 1 2 日

1 3 時 0 0 分

開 会

1 3 時 5 6 分

閉 会

網 走 市 議 会

午後 1 時00分開会

○渡部委員長

ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会では、議案 3 件、報告 1 件と請願 1 件、要請 1 件、合計 6 件について審査をいたします。

議案につきましては、簡単な説明を受けてから審査に入ります。

また議案等審査終了後、その他として行政視察についての最終確認をしていただきたいと思います。

それでは、1 点目、議案第 1 号平成25年度網走市一般会計補正予算中当所管分につきまして、民生費共生型基盤整備事業について御説明をお願いいたします。

○鳥井本社会福祉課長

平成25年度一般会計の障害者福祉費、共生型施設整備事業の補正予算につきまして御説明を申し上げます。議案資料の 9 ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由でございますが、平成25年第 2 回臨時会において共生型施設整備事業の建設費につきまして、2 件の補正をしたところでありますが、今回につきましては、この 2 件の備品整備に対して合わせて 400 万円を補助するため、追加補正するものであります。

備品整備の内容についてですが、一つは、市内事業所から排出される廃棄物から生ごみを分別収集し堆肥化、消滅化する作業を行うとともに、この肥料を利用した農業生産事業にも取り組み、将来的に販売につなげるものです。

これらの事業を通じて障がい者、高齢者の交流を図るとともに、雇用の確保を目的とした堆肥舎などの建設に伴う備品整備の経費として 200 万円を補正するものです。事業実施する事業者は有限会社道環です。

もう一つについては、障がい者と地域高齢者との交流を目指すオープンサロンの開設と障がい者が高齢者の指導を受けながら調理販売を行う食品加工工房に、高齢者やひとり暮らしを目指す障がい者を対象とした住宅を併設するものであり、作業所、コミュニティ室及び住居スペースの建設に伴う備品整備の経費として 200 万円を補正するものです。事業実施する事業者は N P O 法人海の貝です。事業の財源につきましては、全額国庫補助金となります。

以上で説明を終わります。

○渡部委員長

質疑に入りたいと思います。質疑のある方はいらっしゃいますか。

○松浦委員

備品と言ってもいろいろあるのですが、具体的には主なものでいいのですが、どんな備品に当たるのでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

備品の整備につきましては、有限会社道環のほうなのですが、こちらは事務所及び休憩所に使用するユニットハウス、これを 2 棟、そのほかストーブなどの備品を購入する予定となっております。

もう一つの N P O 法人海の貝のほうですが、こちらは食品加工工房に使用する赤外線焼き物器とか縦型蒸し器、調理作業台等を購入する予定となっております。

○渡部委員長

他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

ないようですので次に同じく民生費、一般保育事業につきまして、説明をお願いいたします。

○松野子育て支援課長

それでは私のほうから平成25年度一般会計保育所費ひまわり保育園改修事業補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料 10 ページ、11 ページをごらんください。

はじめに補正の理由及び内容につきましては、ひまわり保育園における縦割り保育につきましては、3 歳 4 歳 5 歳児が一つの教室となっております。

この縦割り保育の保育室面積について基準面積を確保するため、次の経費を追加補正しようとするものでございます。

ひまわり保育園におきましては、ゆとり保育を目指す施設として、資料 11 ページ平面図中央にございますフリースペースというものを設け、保育室の扱いとして、製作や学習、食堂等として使用しこのフリースペースとあわせ、保育室基準面積を確保し、保育を行ってきたところでございますが、通常の保育におきまして、保育室のみでの利用する場面もありますことから、保育室単独で基準の面積を確保するための増築をしようとするものでございます。

増築規模につきましては、11 ページ資料図面にありますとおり、右上部分となります、保育室③、④の 2 部屋につきまして 2.3 メートルほど園庭側に増築し、増築面積は 20.70 平方メートルを予定してお

ります。

また、工事は約1カ月間を予定し、この期間、2部屋の保育室利用ができなくなりますことから、この保育室確保のため、併設しております子育て支援センターを保育室として利用し、この子育て支援センターひまわりは、隣接の駒場住民センターの一室を借用し臨時開設するものとして工事を行う予定としております。

改修にかかる経費使途等につきましては、子育て支援センターひまわり臨時開設用駒場住民センター使用料として9万円、保育室の増築工事請負費として787万5,000円、合計796万5,000円となっております。

補正額につきましては、中事業名としてひまわり保育園改修事業といたしまして、全額一般財源となり、補正後の額は796万5,000円となります。

なお、この改修につきましては、保育及び子育て支援においてできる限り支障の出ないかたちで、取り進めていきたいと考えているところでございます。

以上御説明となります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○渡部委員長

それでは審議に入りたいと思います。

○松浦委員

今説明を受けまして基準面積を確保するためという説明があったわけですが、ということは現在基準面積に達していないという意味合いなのか、その辺まず伺いたいと思います。

○松野子育て支援課長

これにつきましては先ほども御説明申し上げましたとおり、フリースペースという新たな施設独自のものなのですけれども、フリースペースを保育室として設置をしているということで、現在は基準面積を確保しており、道の指導監査等でも指導もしくは意見ということでは、全くうけてございませんので、今現在で基準面積を確保した中で保育しているということでございます。

○松浦敏司委員 その辺は理解いたしました。

今回スペースを20.7平米プラスするというのは、結構なことなのだけれども、こういった理由からなのか伺います。

○松野子育て支援課長

この理由につきましては实际的に保育所の保育士等の御意見の中からも、保育室だけでいろいろな学習などをする場面もあり、そういった意味では、保

育室を基準面積ある程度広さがあるほうが子どもたちの安心安全にもいいのではないかというような御意見がありまして、その御意見等を取り入れる中で、できる限り子どもたちの安全等を確保する意味で、この増築をするということで決定をさせていただいたところであります。

○松浦敏司委員

今伺いまして、そういう点ではその判断は非常に私は評価できるのかなと。

今、国の考え方としては1人当たりの面積が規制緩和の中で、小さくてもいいというような方向がある中でいわゆる網走市として、ゆとりあるスペースで、子どもを保育したいというような考え方から、増築をするということは結構なことだというふうに思いますので、この補正予算については賛成したいと思います。

○渡部委員長

他に質疑ございませんか。

○空委員

これは、従来フリースペースを含めて基準面積を確保したと。今度増築をすることによってこのフリースペース含めなくても、基準に達するというような解釈ですよ。

○松野子育て支援課長

委員のおっしゃるとりでございます。

○空委員

そうするとこのフリースペースの部分は今後の活用の部分で、どのように活用しようと考えておりますか。

○松野子育て支援課長

従来と同じくこの縦割り保育の中で利用するという形になりますので、今現在ゆとり保育ということで約基準面積のフリースペースを合わせますと1.1倍の面積を利用して、現在保育をしているところでございますけれども、このフリースペースと増築した部分を含めまして約1.3倍ほどの基準面積を上回る面積で保育しようとするものでございます。

○空委員

わかりました。端的にこの図面でいいますと遊戯室が広くなるという解釈でよろしいのかなと思うんですけども。

○松野子育て支援課長

保育室の基本的な基準については、保育室ならびに遊戯室という取り扱いになっております。

そういった意味ではこの遊戯室もある程度の基準

面積は確保されておりますけれども、さまざまな給食ですとかそういった面でみんなが一堂に会してできる場所というようなことを含めて、取り扱いをさせていただいているところでございます。

○渡部委員長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

ないということですので、議案第1号につきましては全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたすことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○渡部委員長

次に議案第2号平成25年度網走市介護保険特別会計補正予算について、4件を一括して御説明を願いたいと思います。

○児玉介護福祉課長

平成25年度介護保険特別会計補正予算介護保険事業基金積立金及び償還金について御説明申し上げます。資料につきましては議案資料第1号の12ページ、13ページをござんいただきたいと思います。

まず補正の理由及び内容につきまして、平成24年度の介護保険特別会計の決算に伴う精算によりまして、積立金、返還金それぞれ所要の経費を追加補正しようとするものでございまして、12ページ上段の表に内訳が記載しておりますけれども、介護保険事業基金積立金としまして655万6,000円、返還金は4種類ございますが国庫負担金が770万9,000円、国庫地域支援事業交付金分が5万4,000円、道地域支援事業交付金分が2万7,000円、支払基金交付金分が990万5,000円、合計して2,425万1,000円の補正をしようとするものでございます。

次に、2の補正額についてでございます。

歳出予算としまして、12ページ中段の表になりますが、介護保険事業基金積立金としまして、補正前の額が532万9,000円、補正額が655万6,000円、財源は全額道負担金でございます。補正後の額が1,188万5,000円となります。

下段の表になりますが②番の国庫負担金、国庫地域支援事業交付金、同地域支援事業交付金、支払基金交付金、それぞれに対する返還金としまして、諸支出金の償還金ということで補正前の額は0円です。補正額は1,769万5,000円、財源内訳は道負担金支払基金交付金繰越金等を記載のとおりとなっております。補正後の額も補正額と同額でございます。

13ページの上段の表は歳入予算としまして、道支出金、支払基金交付金、繰越金、それぞれの内訳を記載してございます。

続きまして、資料の14ページ、15ページをござんいただきたいと思います。

同じく平成25年度介護保険特別会計の高額医療合算介護サービス費及び第1号被保険者保険料還付金の補正予算についてでございます。

まず補正の理由及び内容につきましては、高額医療合算介護サービス費の支給に係る負担金及び第1号被保険者保険料還付金が増額となる見込みのため、それぞれ所要の経費を追加補正しようとするものでございまして、補正額につきましては、それぞれ50万円ずつで合計100万円となっております。

2の補正額のうち歳出予算につきまして、中段の①－1でございますけれども、保険給付費の中の高額医療合算介護サービス費としまして、補正前の額が650万円、補正額50万円、財源は内訳記載のとおりでございます。補正後の額が700万円となっております。

下段の表になりますけれども、諸支出金の第1号被保険者保険料還付金としまして補正前の額が60万円、補正額は50万円、財源は全額基金繰入金でございます。補正後の額が110万円となっております。

15ページの上段の表になりますが、歳入予算としまして、国、道支払基金のそれぞれを支出金及び基金繰入金として、それぞれの補正額の内訳を記載してございます。

以上でございます。

○渡部委員長

ただいま介護保険につきまして、それぞれ説明をいただきました。議案第2号の審査に入りたいと思います。質問ありませんか。

○松浦委員

最初に介護保険特別会計の精算のためということで、この表にあります介護保険事業基金積立金として655万6,000円とありますが、これを積み立てすることによって、今現在、積み立ての総額はいくらになるのか伺います。

○児玉介護福祉課長

介護保険事業基金の残高及び積み立て後の金額につきましては、現在の基金の残高が1億9,232万573円でございます。

今回の補正額655万6,000円をここに積み立てをいたしますと、約1億9,880万7,000円の残高となります。

す。

○松浦委員

積立金ということでいろいろなかたちで使われると、一年半後にまた始まるという中でそうとう介護保険の中身が変わるというような状況にもあります。

そういう点では保険料もあがるということにも結果的には使わざるを得ない状況にもなるのかなというふうにも思うのですけれども、これについては、ある意味、この積立金については認めるという立場であります。

以上です。

○渡部委員長

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

議案第2号につきまして全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして議案第7号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明を願います。

○永倉保険年金課長

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

議案第7号及び議案資料の35ページとなります資料6号をあわせてごらん願います。

規約変更の趣旨でございますが、住民基本台帳法の一部改正等による外国人登録原票の廃止に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約において、構成市町村が広域連合へ負担しております共通経費の人口割にかかわる規定を改める必要が生じたことから、地方自治法第291条の3第3項の規定により、規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を得ようとするものです。

規約の変更の内容でございますが、第9条関係の別表第2で共通経費として人口割があり、この人口割についてうたわれている備考の2を変更するものです。

資料6号の新旧対照表にありますように、住民基本台帳及び外国人登録原票から及び外国人登録原票を削り、住民基本台帳に改めるものです。

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票の登録者が住民基本台帳法の適用対象に加えられるため、今回の規約の変更により、網走市における人口割による人口が変わるものではありません。

施行期日につきましては、地方自治法第291条の3第3項の規定による、北海道知事へ届け出をした日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○渡部委員長

議案第7号につきまして審査に入りたいと思います。

○松浦委員

この外国人登録法の廃止については私ども反対した経緯があるわけですが、今、この制度そのものが廃止されたということでもありますので、その文言整理ということでもありますので、この議案第7号の規約の変更については、賛成いたします。

○渡部委員長

他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

ありませんので第7号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、報告第1号平成25年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について御説明をお願いいたします。

○林健康管理課長

平成25年度網走市一般会計補正予算の専決処分について御報告をいたします。

議案資料の36ページ、資料7号をごらんいただきたいと思います。

全国的な風しんの流行をうけ、本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、胎児に先天性の障がいを持たらす恐れのある風しんの感染を防ぐため、予防接種を受けやすい体制を整え、ワクチンの接種を希望される妊娠を予定、希望する19歳以上の女性とその配偶者、及び妊娠中の女性の配偶者の方を対象に接種費用の一部助成を行うものでございます。

助成の内容でございますが、全国的にワクチンの不足が懸念されますことから、ワクチン接種の前に抗体化検査を受けていただき、検査の結果により、ワクチン接種を受けていただくこととしております。

抗体化検査につきましては全額助成とし、検査の結果、ワクチン接種が必要となった方につきましては、接種対象者の自己負担額を4,000円として残りを助成するものでございます。

助成実施期間は平成25年8月1日から平成26年2月28日までといたしますが、平成25年4月以降に接種された方につきましても、さかのぼってこの助成

制度を適用いたします。

資料に記載をしていますとおり、ワクチン接種に係る委託料及びさかのぼって適用する抗体化検査、ワクチン接種に係る補助金として、健康管理費に292万8,000円を追加補正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年7月10日付けをもって専決処分を行いましたので御報告いたします。

以上でございます。

○渡部委員長

ただいま報告第1号について、何か聞きたいことがございますか。

○松浦委員

専決処分でありますけれども、この間、接種がどの程度なされたのか、その辺状況がわかれば伺いたいと思います。

○林健康管理課長

9月11日現在の数字となりますけれども、8月1日以降、申請を挙げられた方が100名いらっしゃいます。

内訳といたしましては、男性54名、女性46名、このうち8月末の医療機関のしめの請求となりますことから、11日現在実績としましては、接種、検査のみ対象となった方は男性で23、女性で25、その後接種を受けられた方は男性6、女性4となっております。

4月以降さかのぼって申請された方ですが男性12名、女性18名いらっしゃいます。こちらは合わせて30名ということで、両方合わせまして申請の統計としましては、男性66名、女性64名、計130名となっております。

以上でございます。

○空委員

これワクチンの不足が心配されるという部分、さまざま報道でもされています。そういう中でこの抗体検査というのは大変重要なことだと思いますけれども、抗体検査をやった結果、どのぐらいの割合でワクチンの接種不要と言いますか、この辺が考えられるのか、どのぐらいのあれを考えているのかということわかれば、ちょっと教えていただきたい。

○林健康管理課長

先ほども申し上げたのですけれども、まだ現段階で8月1日から初めて、8月末の締めの部分でしか網走市の実績が出ないのですが、総体でいいますと男性の方で23名検査で6名が接種、女性の方で25名が検査のみで接種受けられた方4名ということでは

ので、大体、4分の1ぐらいの方が接種受けられたということであります。

○渡部委員長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

報告第1号につきまして、了承すべきものと決定いたします。

続きまして請願1件について、これは継続審査になっております請願第10号、乳幼児医療費制度を拡充し就学前まで無料化すること求める請願について、審査に入りたいと思います。

この請願につきましては平成23年9月8日より継続審査として、4回の審査をしております。

また578筆の署名を添えて提出されていることを皆様に御報告を申し上げて、審査には入りたいと思います。

○松浦委員

この間いろいろと審査して全員の一致が得られないというようなことで、継続になっておりました。

きょうも請願団体の方がみえておりますけれども、2年前こういう請願があがり今現在も子育て世代の暮らしの状況というのは、改善の方向はまだ全くみられていない。場合によっては悪化している部分もあるというような状況で、子育てをせざるを得ない、こういう状況になっております。

それで、新日本婦人の会の皆さんがこの間、独自にアンケート調査も行っておりまして、それぞれの会派の皆さんにもお渡ししたところでありますけれども、やはりこの医療費の負担というのがアンケートに答えた中の46人のうち、やや負担に思う、負担に思う、大変負担に思うが46人中41人ということで、やはり今の子育て世代の状況のあらわれだろうと思います。

それほど暮らし家計の中で、子どもの医療費に占める割合が多いのと、特に慢性の疾患を持っている御家庭でいえば、どうしても月々万単位のお金が必要ならなければならないというようなお話も伺っております。

そういう点では、ぜひこの請願にもありますように、せめて就学前まで無料化にしてほしい。こういう願いはまったく私は理解するところでありまして、この間の請願審査の中で、記の所得制限を導入しないことというふうについては、これは削除すべきでないかというお話もあり、請願団体に伺うとそれは

削除しても構わないという御意見もありましたので、ぜひこの際、各会派の皆さんの御協力をいただいて採択をしていただきたいと、このように思います。

○空委員

請願の願意という部分については、ある程度理解はできます。

ただ本来、これらの制度については一自治体だけかんでそれぞれが行うのではなくして、本来はこれ国の制度として行すべきであり国にむかっての請願という形で意見書なりそういうものを出していくということであれば、これを私は採択してよろしいのだろうとこのように思っていますけれども、ただ一自治体の中での、これ当然ここで審議するのは行政庁に対して、この委員会の結果というものを求めていくという形になろうと思いますけれども、そういう部分を考えてもう少し検討の余地はあるのではないかと私はこのように考えますので、継続審議していただきたいとこのように思います。

○渡部委員長

他に御意見はありませんか。山田委員。

○山田(俊)委員

私のほうも空議員と同じ考え方なのですが、やはり国の制度でやらなければならないというに思っております。

全国的には就学前までは無料にしようという動きは確かにあります。

やっている自治体においてもいろいろ弊害が出ているということも聞いております。どんな弊害かというと、あまりにもコンビニ受診が多くて医療崩壊が起きているという地域があると聞いております。

そうであれば網走市の現状をみますと、小児科のお医者さんの数があまり多くないというふうに聞いておりますので、そういった意味でお医者さんの負担がふえると、そういうことも懸念されることであります。

また医療費全体のことを考えますと、医療費の増大で新聞報道によりますと、初診料を1万円にしようという動きもあるようです。というのは行政等にたよるがゆえに多大な医療費がかかって、逆に医療費が上がっていくというようなこともありますので、この辺は日本全体のあるいは町全体の医療費の具合を見ながら、今後検討していくべきであるというふうに思っております。

網走市の現状を見ましても、所得制限の中で一応、低所得者に対しては無料になっているし、基準から

見ましても相当な所得がなければ大きな負担かからないようになっているようですから、今のところ、ここはもう少し考えて継続していったらどうでしょうかということです。

○渡部委員長

他に。金兵委員。

○金兵委員

私どもも今各委員からもありましたとおり、この願意のお気持ちは重々僕もわかります。

ただやはり、今小児科の分野では先ほど山田委員からもありましたけれどもコンビニ受診で医療に負担がかかると。子どものためにやったことが将来小児科分野がなくなることによって子どもの負担になってはいけないと。網走市としては独自に24時間電話サービスですとか、インフルエンザワクチンの助成などもして、なるべく病気にならないようにという対策のほうもとっていますので、その辺がことしから始まっていますので、その辺のからみもありますから、もう少し継続で状況を見守っていくべきではないかなというふうに私も思います。

○松浦委員

今各委員の方からお話がありましたけれども、今、山田委員のほうから弊害というようにお話もありました。

現実に私自身は、この管内の状況を就学前あるいは中学校までというような多くの自治体でやっています。では現実に小児科医がコンビニ受診で極めて大変だという声はそれほど聞いたことはないです。

報道でもそのようなことは私自身は承知していませんが、その辺はどういう根拠があって言っているのか、伺いたいと思うのですが。

○山田(俊)委員

根拠といわれますけれども、個人的にお医者さんの話ですか、そういう話を聞きますと、子どもを本当に具合悪い子ども連れて行って、そのついでに子ども一緒に連れて行くからついでに見てもらいましょうというケースが多いと。それがあると本当に悪い人が次に来たときに、時間がかかっていくのです。そういうこともあると。現実的に現場の声を聞きますと、弊害があるというふうに感じました。

また患者が多いという言い方は変なのですが、あまりにもふえると医者負担がふえて行って、過疎へ行けば特にお医者さんが少ないと。その中で先生方の勤務が非常に厳しいなというようなことがあります。

そこで網走市が取り組んでいる24時間サービス等を利用してもらう。そして、現状でやっていただくのが、今のところは適正ではないかというふうに思っています。

○立崎副委員長

今の山田委員の補足になるのですけれども、うちの会派としていろいろお話をさせていただきました。

まず医療体制の充実をきちっとしなければいけないのじゃないかと、そちらのほうをやはり重点に置いたほうがいいのかというお話も出ました。

実際問題、医者確保もそうですし、それから看護師の不足もこれは現場の声としてきちっとしたもので上がってきているのは事実であります。

その辺も踏まえまして、やはりちょっと弊害という言葉が適正かどうか問題なのですけれども、そういう声を聞いていましたので、その辺はそういう答えになりました。

それとそのため24時間診療サービス、電話サービスだというふうに思います。ことしの5月1日から始まって、実際どのぐらいの利用があるのかというのがちょっと僕も把握はしていないのですけれども、その辺も1年間ちょっと様子を見ながら、またこれ継続審議で進めていただければなというふうに思います。

以上です。

○松浦委員

24時間電話相談というのもあります。お話もありました。確かに利用している方もおります。ただ、なかなか思いが伝わらないというどうしても相談する場所が東京ですからね。

東京と網走の状況は相当違うのですけれども、そういう意味では対応という点では、網走の医療情勢にあった対応という点では、どうなのかという意見もあります。そういう点ではまだわかりません、始まったばかりですから。24時間相談業務というのはわかりませんけれども、そういった状況もあるのも間違いないと。

それから私は思うのですけれども、確かに内科医それから小児科医が特に少ないというのは、私自身も認めます。しかし、だからといって今それを医療費の無料化をしたことによって、そういうコンビニ受診が大量にふえたとか、あるいは小児科医が休む間もなく倒れそうになっているとかっていうそういう状況がこの管内的に生まれているかといえば、私はそういう話は聞いていないものですから、現実的

に本当にそうなのかと。もしそうであったとすれば、この管内の18市町村の中で何か問題が起きてもいいのだらうけれども、しかしそうはない、なっていないと。

今現在、網走の中で実施したらどうなるかといえれば私はそう簡単にはならないだろうし、そういう意味では子どもの命がやはり何よりです。

そういう状況になればまたコンビニ受診に対する批判も当然出てくるだろうし、そういう意味では、ぜひ子どもの命を守る、そして子育てしやすい環境をつくると、こういう立場にぜひ立って賛同いただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

○渡部委員長

今各委員それぞれ御意見を一度、二度意見交換をしていただきましたが、それぞれ願意についてわかるけれども違った方向、もしくはその医療体制等ということで意見の一致はみない状況なのですが、それ以外に何かつけ加えることはございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

ないようですので、意見の一致をみませんので継続審査といたします。

次に要請1件につきまして、介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実を求める意見書の提出要請について審査をしたいと思います。

○松浦委員

この要請は私ども共産党議員団から要請しているものであります。これと内容的に似たものは、ことしの6月議会でも介護サービスから軽度の高齢者の分離に反対する意見書ということで採択になっている経過があります。

現在の状況をみますと、社会保障制度改革国民会議が8月6日にこの文書にもありますけれども、報告書をまとめて政府に提出した。

政府は今後、分野ごとの具体的な制度設計を議論し、来年の通常国会以降に関連法案を提出するというところで一歩前に進んだと、具体化が進んだと、こんなふうにあります。その内容の中に一定以上所得がある場合には、利用者の負担も引き上げられるというような内容も盛り込まれているということで、現在でさえ介護保険制度というのはいろいろ問題があるという中でありますので、特にこの中でいわれているのは要支援の部分を排除するという極めて大きな問題がありますので、これらも含めて一度6月には同様のものが上がっておりますけれども、改め

て9月議会として網走市議会として意見書を上げるというふうにしていただきたいと、このように思います。

よろしくお願いします。

○渡部委員長

他に御意見ございますか。

○山田(俊)委員

ちょっとお聞きしたいのですが、6月に意見書を出そうという形ででたのと、今回また今度は文言違うのですけれども、介護保険の後退改悪ということで中身自体はほとんど同じというような形だと思ふのです。

そこでさらに言い方変ですけど、だめ押しのような話で押していこうというところは、どういう理由なのでしょう。

○松浦委員

先ほども私、述べましたけれども、6月議会のことで言いますと、4月の会議の状況の中で、それを受けてこれ以上の介護サービスから軽度の高齢者のはなすようなことはしないでの欲しいというものでありましたけれども、今回は、8月6日に改めて出されて内容も具体化になったのが出されて、来年の通常国会以降にも関連法案は出すとこういう中身で一步進んでいるのです。

そういう意味ではその進んでいる動きについて、やはりもうこれ以上の介護保険の後退はやめてほしいとこういう思いを改めて示す必要があるということで、内容としては似ておりますけれども、国の動きそのものは一步動き始めたと、具体的に動き始めたということなので、改めて出す必要があるというふうに考えております。

○山田(俊)委員

わかりました。

○渡部委員長

他にこの意見書案について御意見は。

○金兵委員

今、松浦委員のほうからもありました6月で同等のようなものも出していますというところもありますし、そのときも私も言わせていただきましたけれども、介護保険は国の責任のもとしっかりやってもらわないといけないものだ。地方に押しつけるものではないということは言わせてもらいましたし、これによって介護の社会化をまた後退させることにもなりかねませんので、それについてはしっかりと採択の方向で意見書提出していく方向がよろしいので

はないかというふうに思います。

○渡部委員長

今、採択の意見がありました。

山田委員すみません。結果を聞いてなかったのですが。

○山田(俊)委員 この国に対する要望ですから、ぜひこれは要望して欲しいと、このように思います。

○渡部委員長

6月に当委員会のほうで内容がほぼ同一のものは採択して、意見書として提出はしています。

採択の意見が3名ありましたが。他に意見は。

(「採択で」の声あり)

○渡部委員長

全会一致をもって、要請につきまして採択いたします。

今、意見書案を準備いたしますので、暫時休憩をいたします。

午後1時48分休憩

午後1時51分再開

○渡部委員長

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまお手元に、介護保険制度の後退改悪に反対し充実を求める意見書案についてお手元に御配付させていただきました。一読いただきまして、この内容について何か御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡部委員長

それでは委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定いたします。

また意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

最後にその他にあります、理事者側で何かございますか。

(「ありません」の声あり)

○渡部委員長

それでは委員の方は、このあと視察につきましてありますので残っていただきまして、理事者の方の退席を願いたいと思います。

休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時53分再開

○渡部委員長

それでは再開いたします。

行政視察について皆様の御手元に御配付しております行政視察日程案に基づきまして、日程及び調査市、調査項目の確認をしていきたいと思いをします。

まず日程でございますが、10月15日火曜日から10月18日金曜日までの3泊4日の日程であります。この日程について御確認したいと思いをしますが、よろしいですか。

（「よし」の声あり）

○渡部委員長

確認しました。

次に調査市と調査項目でございますが、御手元に配付をしております調査事項と調査資料をごらんいただきたいと思いをします。

前段の委員会の中でも皆様に御相談を申し上げておりました一市目、京田辺市では老人福祉センター宝生苑と大住児童館との複合施設について。二市目は名張市、子ども条例の概要と条例制定に基づく施策の推進状況について。三市目、姫路市で健やかセンターの運営について、以上3カ所について調査をいたします。

調査市と調査項目の内容について御確認をしたいと思いをしますが、この内容でよろしいですか。

（「よし」の声あり）

○渡部委員長

この内容で決定をいたします。

次に、視察を終えた後の当委員会の取りまとめ方法についてでございますが、従前の例では、各委員の意見及び感想ということで調査後の所感をレポートにまとめていただき、これらを含めまして委員会として取りまとめにしているのが従前の例であります。

その方法について、従前と同じでよろしいか、またこうしたほうが良いというようなこと意見がございましたら。

（「従来と同じ」の声あり）

○渡部委員長

従前でそのままでもよろしいという御意見がございましたが、取りまとめ方法について従前どおりレポートを作成して、そのあと委員会をもってするというでよろしいですか。

（「よし」の声あり）

○渡部委員長

ではそのように決定をいたします。

これで生活福祉委員会を閉会いたします。

午後1時56分閉会

